

報告第 24 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市三郷小倉 4330 番先 市道三郷 2 級 12 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 2 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 3 年 6 月 1 日、損害賠償請求者が運転する軽自動車は、市道中央部にあった基準点マンホールを通過したところ、何らかの原因でマンホールの蓋が持ち上がり、その角部に右後輪を接触させタイヤがパンクし、ホイールを損傷したもの。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 39,380 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第25号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高4509番地9先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月28日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和3年5月21日、安曇野市穂高の県道を公用車が走行中、信号の確認を怠り、赤信号のところを交差点内に進入し、国道を直進していた車両に衝突した事故により、衝突の反動で路外に逸脱した車両が相手方所有のコンクリート塀に接触したことによる物損事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失100%とする。よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として51,400円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 26 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	9.5	4.2
(11.97)	(16.97)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 27 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	—	646,500 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 28 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市有明荘特別会計	—	35,335 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 3 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 29 号

令和 2 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業
会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,759,269 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,659,160 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 30 号

令和 2 年度安曇野市水道事業会計継続費の精算について

本件について、令和 2 年度に継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 8 月 24 日 提出

安曇野市長 官澤 宗弘

令和2年度安曇野市水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 との差	左 の 財 源 内 訳				
					出資金 (旧合併 特例事 業債)	国 庫 支出金	建設改良 積立金		損益勘定 留保資金	出資金 (旧合併 特例事 業債)	国 庫 支出金	建設改良 積立金		損益勘定 留保資金	出資金 (旧合併 特例事 業債)	国 庫 支出金	建設改良 積立金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	豊科・明科地域整備事業	平成 29年度	229,867,000	95,300,000	39,235,000	50,000,000	45,332,000	229,867,000	95,300,000	39,235,000	50,000,000	45,332,000	0	0	0	0	0
			平成 30年度	547,563,000	255,200,000	28,861,000	200,000,000	63,502,000	513,603,000	237,300,000	39,000,000	200,000,000	37,303,000	33,960,000	17,900,000	△ 10,139,000	0	26,199,000
			令和 元年度	675,098,000	288,600,000	0	280,000,000	106,498,000	654,656,892	279,100,000	0	280,000,000	95,556,892	20,441,108	9,500,000	0	0	10,941,108
			令和 2年度	280,799,000	74,800,000	0	120,000,000	85,999,000	278,190,000	73,900,000	0	120,000,000	84,290,000	2,609,000	900,000	0	0	1,709,000
			計	1,733,327,000	713,900,000	68,096,000	650,000,000	301,331,000	1,676,316,892	685,600,000	78,235,000	650,000,000	262,481,892	57,010,108	28,300,000	△ 10,139,000	0	38,849,108